

国民年金保険料が割引されるお得な納め方

～口座前納のお申し込みは2月末まで～

平成22年度の国民年金保険料は月額15,100円となっています。毎月の保険料は、厚生労働省から送られてくる納付書によって翌月の末日までに納めます。支払い窓口は、金融機関（ゆうちょ銀行を含む）またはコンビニエンスストアとなっています。また、ほとんどの金融機関で口座振替もできます。

有利な前納割引制度

保険料は、1年分または6か月分など、定められた月数分について、前納すると割引になります。

例えば、平成22年度の1年分の保険料を現金（納付書）で前納すると17万7,980円で、年間3,220円の割引になります。これを口座振替によって前納すると、17万7,400円で、さらに有利な年間3,800円の割引になります。

また、月々の保険料を口座振替で当月末に1か月早めて納付すると、年間600円（月額50円）の割引になります。（下表参照）

区分		保険料額	割引額
月々	現金 口座（翌月末引落）	15,100円	0円
	口座（当月末引落）	15,050円	50円
1年前納	現金	177,980円	3,220円
	口座	177,400円	3,800円
半年前納	現金	89,860円	740円
	口座	89,570円	1,030円

※この価格は平成22年度の価格です。

口座振替の申込み

口座振替で平成23年度の1年分の前納（又は4月～9月振替の6か月分の前納）を希望する方は、2月28日（月）までに申し込む必要があります。ご希望の方は左記のものをお持ちの上、年金係にてお手続きください。

- ・ 年金手帳
- ・ 預（貯）金通帳
- ・ 預（貯）金通帳届出印

一括前納の場合の注意点

残高不足で口座からの引き落としができなかった場合は、割引がなくなりますのでご注意ください（毎月の口座振替に切り替わります）。

平成23年度の1年度前納（4月～翌3月分）の口座振替日は5月2日です。

お得な前納制度を、ぜひご利用ください！



平成23年度の所得申告をお忘れなく！

●平成23年度国民年金保険料の免除申請を希望する方、また、前年度より免除の継続申請を希望している方は『所得（市・県民税）の申告』がお済みでないとは免除の判定ができません。

平成23年3月15日（火）までに所得の申告を済ませましょう。（審査対象となる本人・配偶者・世帯主の分の申告が必要です）

●20歳前からの障害により障害基礎年金を受給している方は、所得申告をしていない場合、支給停止になることがあります。

※市・県民税の申告は所得の有無にかかわらず必要です。

※申告書が送付されてこない場合でも、必ず市民税課に申し出をして申告してください。

